

家族給付

1 概説

フランスの家族給付制度はかなり手厚く、また多岐にわたる。そして、その受給に当たっての所得条件があまり厳しくないことに対しては、しばしば批判の対象となることもある。すなわち、フランスの家族給付は、必ずしも生活困窮者や低所得者を対象としたものではなく、広く市民（原則として外国人であっても居住者は受給可能）全体を対象としたものといえよう。事実、子供が3人いる家庭の約75%が家族補足手当（CF）、乳幼児手当（APJE）、新学年手当（ARS）を受給しているといわれており、3人以上であれば大半の家族がこうした手当を受給できるのは、給付に所得上の条件があるにしてもかなり高い水準に設定されているためである。

フランスでは、複数の社会保障制度がモザイク状に存在し、中核をなす一般制度（民間企業の被用者）のほかに農業制度、特別制度（国家公務員、自治体職員、国鉄、鉱山、軍人など）があり、複雑な制度を一層わかりにくくしている。政府は、こうした異なる制度の一本化に努めており、家族給付に関しては1983年1月1日から一つのシステムに統合されている。ただし、支給を行う機関は依然異なり、また福祉活動もそれぞれに異なっている。

フランスの家族給付制度の特徴は、手当の種類の多さにある。その大半は、出産あるいは教育に伴う費用を軽減するためのものであるが、身体障害児を持つ家庭など特別な状況の家庭に対する措置もある。直接育児に関係しない措置としては、我が国の生活保護に類似する「社会復帰のための最低収入保証（RMI）」という手当がある¹⁶。

社会保障法典の規定によると、厳密な意味での家族給付は以下の10種類である。

家族手当【Allocation familiale、AF】

乳幼児手当【Allocation pour jeune enfant、APJE】

養子手当【Allocation d'adoption、AA】

家族補足手当【Complément familial、CF】

住宅手当【Allocation de logement、AL、複数あり】

特別教育手当【Allocation d'éducation spéciale、AES】

家族支援手当【Allocation de soutien familial、ASF】

新学年手当【Allocation de rentrée scolaire、ARS】

孤立した親手当【Allocation de parent isolé、API】

養育手当【Allocation parentale d'éducation、APE】

家族給付は通常、家族給付全国基金【Fonds national des prestations familiales、FNPF】が資金源であるところの給付をさすが、上記の10種の手当のほかに、

在宅保育手当【Allocation de garde d'enfant à domicile、AGED】

認定保育ママを雇用する家庭に対する援助

¹⁶ あくまでも社会復帰（再就職）を目指すための手当という位置付けだが、現実には、社会復帰困難な者への生活扶助に近い手当となっている。

【Aide à la famille pour l'emploi d'une assistante maternelle agréée、AFEAMA】
住宅改善融資【Prets à l'amélioration de l'habitat】
女性の社会復帰援助【Aide à la reprise d'activité des femmes、ARAF】

も広義の家族給付と捉えることができる。

また、フランス本国に住んでいない家族に対する手当、フランスに住んでいるが国外で働く家庭に対する手当があり、一部の家族手当の受給者について、年金あるいは健保の掛け金を家族給付金庫が負担する場合もある。

フランスの家庭に対する援助には、第 4 章で述べたように、厳密な意味での家族給付、住宅給付、そして税制上の援助措置がある。家族給付は、子供の数に応じて子供の養育費を援助することを主たる目的として支給される。家族手当全国公庫（CNAF）の支出項目としては 2 番目に大きい住宅給付もいくつかの受給条件があるが、ここでも家族構成が考慮されるため、家族政策として捉えられている。

1998 年で、家族給付として支給されたのは総額 1450 億フラン（221 億ユーロ）であった。このうち 47% を家族手当（AF）が占めている。近年、特に養育手当（APE）、認定保育ママを雇用する家庭に対する援助（AFEAMA）の比重が高まってきている。

2 各給付の概要

(1) 養育関連給付

* 家族手当【Allocations familiales、AF】

受給資格：フランス国内居住者であること。20 歳未満のフランスに居住する子供を 2 人以上扶養していること。受給に対する所得条件は 1999 年 1 月 1 日をもって廃止され、所得条件が課されたのはわずかの期間にとどまった。子供の年齢によって割増がつく。

扶養する子供の年齢条件：

- ・職業を持たない子供については、以下のとおり年齢上限の引き上げが行われた。
 - 1999 年 1 月 1 日以降に 19 歳の誕生日を迎える者については年齢上限は 20 歳。
 - 1999 年 1 月 1 日以前に 19 歳の誕生日を迎える者については年齢上限は 19 歳。

なお、労働によって得る収入が SMIC（全業種一律最低保障賃金：毎年 7 月に引上げられ、2002 年 7 月 1 日からは月額で 634.85 ユーロ）の 55% を越える場合は、扶養家族とはみなされない。

- ・子供が以下の場合は 20 歳が上限である。
 - 恒常的な職業見習いあるいは恒常的な職業研修中の若者
 - 学生
 - 障害のあるあるいは慢性病に侵され職業活動が不可能な若者

手取り支給額（2002 年 1 月 1 日時点）：

子供 2 人：108.85 ユーロ

子供 3 人：248.32 ユーロ

子供 4 人：387.78 ユーロ

子供 5 人：527.25 ユーロ　それ以上は子供 1 人に付き 139.47 ユーロを加算。

割増支給：1999 年 1 月 1 日からは 11 歳～16 歳と 16 歳以上の子供について割増支給が実施さ

れている。1999年1月1日以前は10歳～15歳と15歳以上について割増支給がなされており、1999年1月1日以前に満10歳あるいは満15歳に達した者はこの改正前の基準の適用を受ける。扶養する子供が2人の家庭に対しては割増支給は1人の子供についてのみ適用される。扶養する子供が3人以上の家庭に対しては割増支給はそれぞれの子供について適用される。

割増支給の額 (2002年1月1日時点):

11歳～16歳未満: 子供1人につき30.62ユーロ。

16歳以上: 同54.43ユーロ。

家族手当の受給者: 家族手当の受給家族の30%が扶養する子供(20歳未満)1人、46%が同2人、24%が3人以上である。また家族手当受給家族の23%が片親家庭である(2000年12月31日時点)。このうち半数以上において扶養する子供の数は1人である。

注: なお、家族手当は割増分も含めて社会保障債務返済拠出金(CRDS)の課税対象となる。

* **家族補足手当【Complément familial, CF】**

受給資格: 扶養する3歳以上の子供が3人以上あること。対象となる子供の年齢上限は2000年1月1日から21歳未満へと、それまでの20歳未満から枠が拡大された。子供は仕事についていないこと。ただし、見習い、職業研修などで収入がある場合、収入はSMIC(全業種一律最低保障賃金:2002年7月1日からは月額634.85ユーロ)の55%を越えない額であること。子供の数にかかわらず、CFは各家庭に1件分しか支給しない。また、家庭の所得については、カテゴリー純収入(家族手当公庫の収入基準で課税所得に近い)が以下(2001年の額)を超えないこと。

(勤労者が1人である家庭の場合)

子供3人の場合、2万4,938ユーロ。4人以上は子供1人増える毎に4,156ユーロを加算。

(勤労者が2人である家庭の場合)

子供3人の場合が3万506ユーロ、4人以上は子供1人増える毎に4,156ユーロを加算。

なお、収入上限をわずかに越える場合は、減額CFが支給される。

支給額: 月額142.39ユーロ(0.5%のCRDS込み、2002年1月1日時点)

* **新学年手当【Allocation de rentée scolaire, ARS】**

受給資格: 子供の年齢が、新学年(9月)の直後にくる2月1日の時点で最低6歳であり、新学年の9月15日に18歳に満たないこと。この条件を満たす子供1人ずつに新学年手当は支給される。18歳未満で職業見習い中である場合も、報酬がSMICの55%に満たない場合は新学年手当を受給できる。加えて、家庭の所得が以下のカテゴリー純収入を超えないこと。2002年の新学年については2001年のカテゴリー純収入が基準となる。

子供1人の場合: 1万6,140ユーロ

子供2人の場合: 1万9,865ユーロ

子供3人の場合: 2万3,590ユーロ、4人以上は1人増える毎に3,725ユーロを加算。

なお、上限をわずかに超える場合には、収入に応じて減額された新学年手当が支給される。

支給額: 2002年—2003年度の手当額は: 249.07ユーロ。

(2) **誕生と乳幼児関連給付**

* **乳幼児手当【Allocation pour jeune enfant, APJE】**

受給資格：近い将来子供が生まれる家族であり、収入が一定限度を越えないこと（1996年1月から所得制限が課された）。所得上限は2002年7月1日から2003年6月30日までの給付については、

（勤労者が1人の家庭の場合）

子供1人の場合：2001年のカテゴリー純収入が1万7,318ユーロ

子供2人の場合：2万782ユーロ、

子供3人の場合：2万4,938ユーロ、4人以上は1人増える毎に4,156ユーロを加算する。

（勤労者が2人の家庭の場合）

子供1人の場合：2001年のカテゴリー純収入が2万2,886ユーロ。

子供2人の場合：2万6,350ユーロ、

子供3人の場合：3万506ユーロ、4人以上は1人増える毎に4156ユーロを加算する。

双子以上の出生の場合、所得上限はさらに引上げられる。

必要な手続：医師の診断を受けた上で妊娠証明を妊娠14週間のうちに家族手当公庫に送付しなければならない。100%受給するには、7回の医師の診断が必要となる。また、新生児は出生後8日以内に医師の診断を受けなければならない。その後は9カ月目と10カ月目、24カ月目か25カ月目にも診察を受けなければならない。

支給額：月額157.09ユーロ、CRDS控除後では156.30ユーロ（2002年1月1日時点）

支給期間：妊娠3カ月目から最も幼い子供の3歳の誕生月の前月まで。

手当支給数：妊娠3カ月目満了時の直後に来る月の朔日から子供が満3カ月になる月の月末までは、APJEは子供1人ずつにつき支給する。それ以降は生後3カ月以上、3歳未満の子供が複数あっても手当は一つとなる。なお、双子以上の出生の場合には、出産までは1人として扱い、出産後に不足分を支給する。

併合受給：APJEは養育手当（APE）や家族補足手当（CF）と同時受給することはできない。なお、APJEは、CFより支給額は大きいため、3人以上の子供（1人は3歳未満）のある家庭の場合はCFではなくAPJEを受給するのが一般的である。

* **在宅保育手当【Allocation de garde d'enfant à domicile, AGED】**

第 章「両立支援政策」参照

* **養育手当【Allocation parentale d'éducation, APE】**

第 章「両立支援政策」参照

* **認定保育ママを雇用する家庭に対する援助（AFEAMA）**

【aide à la famille pour l'emploi d'une assistante maternelle agréée, AFEAMA】

第 章「両立支援政策」参照

* **養子手当【allocation d'adoption, AA】**

1995年1月1日導入。1996年8月からは所得条件がある。養子にするか将来養子にするつもりで他人の子供を家庭に受け入れる場合に支給される。子供が家庭に入ってから21カ月間支給する。所得条件は家族補足手当（CF）並びに乳幼児手当（APJE）と同じ。

*** 子供に付き添うための手当【Allocation de présence parentale】**

第 章「両立支援政策」参照

(3) 片親支援給付

*** 孤立した親手当【Allocation de parent isolé, API】**

受給資格：フランスに居住する 1 人で子供を育てている「孤立した親」たる低所得者に支給される。ここで、「孤立した親」とみなされるのは、独身者、寡婦（夫）、離婚者、別居中あるいは頼る者のない身で一人あるいは複数の子供を育てている親、妊娠中である単身の女性、のいずれかをいう。ただし、実質的な夫婦関係のある同居人がないことが条件である。

所得条件：妊娠中の女性の場合：月収が 512.81 ユーロ以下であること。扶養する子供が 1 人の場合 683.75 ユーロ（上記 512.81 プラス 170.94 ユーロ）。以降扶養する子供 1 人増える毎に 170.94 ユーロ上限は引上げられる（2002 年 1 月 1 日時点）

賃金等との併合受給調整：仕事に復帰した場合、あるいは有償の職業教育を受ける場合、次回の API 見直し期限（3 カ月毎）までは API と賃金の 100% 併合受給は可能である。次回見直しの時には賃金報酬は 50% 割引して計算される。次々回の見直しに続く 3 四半期の間は 50% 割引が適用される。このほか、仕事に復帰した場合、会社を創設した場合なども所得計算において割引が適用される。「女性の職業復帰手当」を受給している女性の場合には、それを所得計算から除外することができる。

支給額：上記の受給のための所得上限額、すなわち、妊娠中の女性の場合は月額 512.81 ユーロ、扶養する子供が一人の場合は 683.75 ユーロ（子供一人増える毎に 170.94 ユーロを加算する）を上限としてこれに足りない分を支給する。

支給期間：最年少の子供が 3 歳になるまで。あるいは、子供が 3 歳以上の場合でも 1 人で子供の面倒を見ることになった時点から半年以内に受給申請を提出した場合は、最高で 12 カ月間受給できる。3 カ月毎に権利を見直す。

表 15 孤立した親手当（API）の支給額

家庭の構造	月額保証		
	1999 年 1 月 1 日	2001 年 1 月 1 日	2002 年 1 月 1 日
子供のない妊娠中の女性	3,220 フラン	3,295 フラン	512.81 ユーロ
子供 1 人を育てる場合	4,293 フラン	4,393 フラン	683.75 ユーロ
子供 1 人増える毎に	1,073 フラン	1,098 フラン	170.94 ユーロ

（資料出所）CAF

*** 家族支援手当【Allocation de soutien familial, ASF】**

一人以上の子供の面倒をみている孤立した人若しくは片親又は両親の無い子供のいる家庭に支給される。支給額は片親がいないか両親共にいないかによって異なる。所得条件は無い。

(4) 障害者支援給付

*** 特別教育手当【Allocation d'éducation spéciale, AES】**

受給資格：フランス本国か海外県の居住者で、障害のある 20 歳未満の子供を持つ者。外国人

の場合も正規の滞在者であれば受給資格がある。子供の障害の程度は 80%以上で、障害者のための施設に入っていないことが条件となる。ただし、障害の程度が 50%以上で、自宅で面倒をみるかあるいは養護教育を受けている場合(施設に住んで居る場合は受給資格なし)も受給可。
補足支給：2002 年 4 月 1 日からは補足支給について、子供の介護にかかる費用、あるいは親が仕事を何%減らさなければならぬなどの点を基準にして新たな 6 段階の枠が設けられた。
支給額：基本額は 109.40 ユーロ (2002 年 1 月 1 日) で、これに 6 つのカテゴリーに従い、障害の程度の低い方から月額、1)82.05 ユーロ、2)222.22 ユーロ、3)314.52 ユーロ、4)487.40 ユーロ、5) 622.92 ユーロ、6) 916.32 ユーロとなっている。
障害者の賃金等との併合受給：同手当は、見習いの若年障害者に支払われる報酬が SMIC(2002 年 7 月 1 日以降月額 634.85 ユーロ)の 55%以下である限りは、併合受給できる。
実績：1999 年 12 月末で、9 万 5,300 世帯が同手当を受給していた。

表 16 家族給付の条件

家族給付の種類	受給の条件				
	家庭状況	子供の有無	子供の年齢	受給者の年齢	所得条件
養育手当					
家族手当 (AF) と割増支給					
家族補足手当 (CF)		3 人以上	全員 3 歳以上		
出産・乳幼児手当					
乳幼児手当 (APJE)			妊娠 4 カ月～3 歳		
養育手当 (APE)		2 人以上	1 人は 3 歳未満		
養子手当 (AA)					
特殊な手当					
新学年手当 (ARS)					
特別教育手当 (AES)					
孤立した親手当 (API)					
家族支援手当 (ASF)					
保育援助					
在宅保育手当 (AGED)			3 歳未満の子供 1 人 (満額支給の場合)		支給額は収入に応じて
認定保育ママ援助 (AFEAMA)			6 歳未満		
住宅援助					
家族住宅手当 (ALF)		注(1)		注(2)	
社会住宅手当 (ALS)					
個別住宅援助 (APL)					

(注 1): 子供 1 人以上を扶養していること。ただし、若いカップル、親あるいは不具の扶養家族がある場合はこの限りではない。

(注 2): 扶養家族の無い若いカップルに対してのみ、2 人のうちどちらも結婚時に 40 歳以上であってはならないという年齢制限がある。

(資料出所) CAF

3 家族給付の変遷と実態

(1) 基本的な方向

家族給付の変遷からはフランス社会の変遷が読み取れる。現在の家族給付制度の基礎となっているのは1946年8月22日付け法である。その後、1970年代を通して、貧しい家庭に最低収入を保証する目的で新しい手当が導入された。所得条件のある手当が増えたことや、片親家庭を始めとするいわゆる「リスク家庭」が増えていることに対処するために家族給付システムが複雑になったことは、社会的に疎外されるリスクを重視する家族政策の方針を示すものである。

その結果、現在のフランスの家族給付システムは、子供の無い家庭が子供のある家庭を支援するという「ヨコの連帯」と、裕福な家庭が貧しい家庭を支援するという所得再分配機能の「タテの連帯」という二つのロジックに沿って構築されているといえよう。

家族給付は出産、育児、養育を支援するためのもので、この10年間で何度か改正された。この10年間に乳幼児の託児能力が増え、かつ、多様化したことで、一連の措置、特に働く女性の仕事と家庭の両立を支援する措置が導入された。1990年には認定保育ママを雇用する家庭に対する援助（AFEAMA）が新設され、1995年には養育手当（APE）が子供2人の世帯にも適用されるようになった。これらは、明らかに両立支援政策として位置付けられるべきものである。

また、1995年には養子手当（AA）が導入されると共に、在宅保育手当（AGED）の引き上げが行われた。さらに、2000年7月15日には、最低収入保証を受給して求職中の6歳未満の子供の母親に対する「女性の職業復帰援助手当女性の社会復帰援助【Aide a la reprise d'activité des femmes、ARAF】」という新しい手当が導入された。

2000年と2001年の家族問題全国会議の内容は、こうした家族政策への両立支援分野へのテコ入れ及び低所得家庭の社会的疎外阻止という方向を追認したものであったといえる。具体的には、2001年に託児所の能力拡充のための措置（特別投資金庫FIPEの設置）が取られ、FIPEには2億2870万ユーロ（15億フラン）が投下されたが、2001年の会議では1億5240万ユーロ（10億フラン）の継続投下が決められ、また、認定保育ママを雇用する家庭に対する援助（AFEAMA）については、月125.92ユーロの定額支給から、2001年には、低所得家庭には195.68ユーロ、中所得家庭には154.72ユーロとなるまで不足分を補う補足支給がなされるようになったのである。（第 章の参考「2000年及び2001年の家族問題全国会議の主要な決定について」参照）

(2) 給付における所得条件

1990年代の後半は社会保障制度の財政改善が課題となり、そのため家族給付の一部に所得条件が課されるようになった。1996年には、乳幼児手当（APJE）と養子手当（AA）が条件付きとなった。最大の手直しは、家族手当（AF）に対して1998年3月に所得条件を課することとなったことであるが、これには反対が大きく、結局12月には条件が撤廃され元に戻った。

このように家族給付に所得条件を課したといっても、支給のための所得上限がかなり高く設定されているため中所得家庭も受給できるケースが多く、給付を低所得家庭のみに限定することとなったわけではない。一方、所得条件の課されていない手当については、家族支援手当

(ASF)のように受給者の大部分が所得の低い家庭で占めている。

1973年から2000年という長期にわたり所得条件の有無と受給者数の関係についてみると、所得条件の課されている給付の方が所得条件の課されていない給付より受給者増加率が高くなっている。

2000年についてみると、所得条件の課されていない給付は、家族手当(AF)を別にすると、専ら片親手当(ASF)と乳幼児の保育に関する給付(APE、AGED、AFEAMA)である。このことは、乳幼児の保育に関する給付の多くが、両立支援策として認知されていることと無関係ではないと考えられる(ただし、AGEDは1998年1月から、またAFEAMAの補足給付部分は2001年1月から家庭の所得に応じて支給されるようになっている。)

1995年と2000年を比較すると、所得条件の課されていない手当の給付件数の割合はほぼ同じである。給付額にして家族給付の72%を占め、内47%を家族手当(AF)が占めている。

(3) 青少年とその親に対する援助の変化

青少年とその親に対する援助はこの10年間の乳幼児に次ぐ政策対象となっているといえよう。新学年手当(ARS)は1997年、1998年、1999年と続けて増額され、さらに1999年には扶養する子供が1人の家庭へと支給枠が拡大された。このことにより、子供の数が増えれば手当も増えるとはいえ、ARSが育児負担の軽減を通じた出産奨励策という範疇では捉えられなくなっているといえよう。

これまでは、若い成人に対する援助は、家族政策の優先項目となることは絶えてなかった。若い成人に対しては、家族給付にはよらず、税制上大学生が他の若者より有利となっていること、及び住宅手当が支給されるという援助の形をとってきたためであるが、1990年代の終わりになって変化がみられる。例えば、1998年には家族手当(AF)の支給対象の上限が満19歳まで、続いて1999年には満20歳へと引き上げられた。これに加えて、家族手当(AF)の年齢別上乘せ支給(10歳以上と15歳以上の2カテゴリー)の開始年齢が1999年1月からは11歳からと16歳からへと引き上げられると共に、若者の養育負担を軽減するために家族補足手当(CF)の対象も、2000年1月から20歳までに拡大された。これらは、若者が親元を離れる年が遅くなっているのを考慮した措置であり、その背景には若年者の厳しい雇用失業情勢があるといえよう。

(4) 家族手当(AF)をめぐる改革と受給家庭数の推移

家族手当(AF)は家族給付の中心であるだけに手直しがあつた場合の国民の反応は大きい。この7年間に政府あるいは議員によって次のような縮小が試みられた。

1995年：ジュペ首相(保守派)はAFを所得税の課税対象とすることを提案。猛反対により案は撤回された。

1997年：ジョスパン首相(社会党)は、施政方針演説で家族手当に所得条件を課す方針を発表。実行されたがわずかな期間で条件は撤回された。

2002年：エストロジ下院議員(保守派)が、感化院に入っている未成年については家族手当を廃止するという案を可決させる。

1998年3月にAFに所得条件が課されたことで、90年代前半にはほとんど横ばいであったAFの受給件数が全制度を通して7.6%減少した。一般制度(民間企業の被用者)の場合、子供2人の受給家庭の数は1997年12月以降の1年間に7.0%減少。子供3人家庭では5.4%、4人

以上の場合、4.3%の減少であった。しかし、政府はAFに対する所得条件を1999年1月から撤廃して元に戻し、さらに支給の年齢上限を19歳から20歳へと上げたことで、1999年のAFの受給件数は前年比で8.8%の増加（合計受給家庭総数450万）した。

2000年には法令に変更がなかったため受給家庭の数は横ばいとなった。AFの受給家庭数でみると3分の2が子供2人の世帯であった。1990年代後半には受給家庭に占める子供2人の家庭の比率は増え続け、他方、子供4人以上の家庭の割合は低下しており、子供4人以上の家庭数の減少が裏付けられる。

(5) 家族補足手当と新学年手当の実績

所得条件付きで3人以上の子供のある家庭に支給される家族補足手当(CF)は家族手当(AF)よりは安定した動きをみせた。1990年代の後半に受給家族数は減り続け、1995年末の93万8,000から1999年末には89万7,000まで4.4%減少した。1995年時点では、3人子供のある家庭の75%がCFを受給していた。2000年には支給対象の年齢上限が21歳に上げられたため受給世帯の数は3.2%増加した。

他方、新学年手当(ARS)の受給世帯は2000年には前年比で1.4%減少した。1999年に4.0%増加したのは、1998年の家族に関する全国会議で同手当が子供1人の家庭へと支給枠が拡大されたためである。社会保障制度の全制度でみると、2000年9月の新学年には300万世帯がこの手当を受給した。ARS受給家庭のうち、子供1人の家庭は23.7%、子供2人の家庭は40.6%を占めた。

(6) 家族手当公庫を通じた家族給付件数と家族給付への依存度

家族手当公庫(CAF)は約1,000万件の法的な給付を行っている。うち約600万は扶養する子供のある家庭で、約400万は子供のないカップルかあるいは単身者である。CAFの給付件数全体に占める家族給付の割合は、1991年の62.7%から2000年には53.5%と後退している。

CAFにおける家族給付の受給件数は、1990年の770万件から2000年には1,020万件と増加し、年平均で2.8%の増加率となる。この増加は、1989年からRMI(社会復帰のための最低収入保証：日本の生活保護に相当)が導入されたことに加えて、この10年間に家族手当(AF)の支給対象となる子供の年齢上限が徐々に引き下げられたこと、社会住宅手当(ALS)の支給枠の拡大、認定保育ママを雇用する家庭に対する援助(AFEAMA)の導入、養育手当(APE)の第二子への拡大適用といった法規の改正に伴うものである。ただし2000年度には、RMIの受給件数が減り、住宅手当の受給件数は横ばいであったことなどから、全体の受給件数は前年比で0.3%増とほぼ横ばいで推移した。

家族給付を受けている家庭の構成をみると、扶養する子供(20歳未満)1人が全体の30%、2人が46%、3人以上が24%となっている。また、片親家庭は2000年12月31日時点で、受給家庭の23%を占めており、この半数以上が扶養する子供1人である。

収入に占める家族給付の割合をみると、受給家庭の17%において毎月の総収入の半分以上を占めており、低所得家庭においては家族給付が主要な所得源となっていることがわかる。そして、家族給付への依存度は子供の数が増えるに応じて高まっている。また、片親家庭と二親が揃った家庭を比べると、当然ながら片親家庭で給付への依存が高く、例えば、両親と子供2人の家庭では家族給付が総収入に占める割合は平均で10%以下であるのに対して、片親と子供2人の家庭では家族給付が総収入に占める割合は平均で3分の1を超えており、片親家庭の重要

な経済的支えとなっていることがわかる。

表 17 全家族給付（財源 FMPF）の支給額（96 年以降は推計値）

（単位百万フラン）

年度	社会保障全制度 （AAH を除く）	内 一般制度（民間の被 雇用者）（AAH を除く）
1980 年	68,813	50,332
1985 年	104,185	84,795
1990 年	120,236	101,909
1995 年	148,516	131,208
1996 年	161,081	144,364
1997 年	160,024	142,966
1998 年	159,284	143,407
1999 年	162,633	147,134

（注）AAH：成人の身体障害者手当

（資料出所）CAF

（7）孤立した親手当（API）の受給者

「孤立した親」や「片親家庭」が取りざたされるようになったのは比較的最近である。孤立した親手当（API）は 1976 年に導入されて以降、片親家庭の増加に対処してきた。離婚、別居、配偶者との死別あるいは独身の場合など、一人で子供の面倒をみることになる理由は様々であるが、こうした者を「孤立した親」という一つのカテゴリーに入れて給付が導入されたのは前例がなく画期的であったといえよう。実際に、導入以降、片親で子供を育てる家庭は増加を続け、API の受給者もそれに伴い 1982 年～1999 年の間に 54% 増加した。

元々 API は、寡婦と離婚あるいは別居した女性の団体の求めで導入された給付であるが、独身親の受給が増加している（1982 年～1999 年の間に 3 倍に増加）。自由婚の増加に伴い、独身親に自由婚の経験者が年々多くなっており、元の同居者（子供の親）から養育手当をもらっているケースが多くなってきており、一種の「離婚者」が独身親の中に多くなっている。

片親家庭に占める API 受給者の比率が上昇していることは（表 18）、片親世帯が年々貧しくなっていることとも関係している。1996 年から経済状況が好転してくると、API 受給者は大幅に減り、1997 年～2000 年には好況と週 35 時間制の導入により雇用が増加したことを背景に API 受給者は 2 万 5,000 人減少した。

2000 年 12 月 31 日時点で孤立した親手当（API）受給者件数は約 17 万（内海外県が 1 万 3 千）となっている。API 受給者の 98% が女性である（なお、片親家庭が母親家庭である率は 86%）。

API 受給家庭の 71% で 3 歳未満の子供が 1 人あり、7% が妊娠中の女性である。双方合わせると、受給者の約 8 割が長期支給（これに対して 3 歳以上の子供を持つ者が特別に申請した最大 12 ヶ月の API を受給するケースを短期支給という）の API を受給していることになる。3 歳未満の子供のいる片親家庭は合計 13 万世帯あるが、このうち 83% が API を受給している。

他方、末子が3歳以上の子供のある片親家庭の場合は、総数121万世帯のうちAPI受給世帯は3%しかない。

また、受給者の63%が独身者で、29%が別居中の既婚者である。離婚者は4%しかない。片親家庭は総体的にいて若い人が多く、子供も幼いことが多い。受給世帯の独身親の平均年齢は37歳で、別居中の既婚者は43歳、離婚者は44歳、寡婦(夫)は平均48歳である。独身親の場合23%で3歳未満の子供がある。別居中の既婚者の場合はこの率は12%で、離婚者の場合は3%、寡婦(夫)の場合は2%しかない。

表 18 片親家庭における孤立した親手当 (API) のカバー率

	片親家庭の数 (A)	API 受給家庭数 (B)	カバー率 (B/A)
1975～1976年	775,000	5,000	0.65 %
1982年	887,000	70,200	7.91 %
1990年	1,175,400	129,500	11.02 %
1999年	1,463,500	154,100	10.53 %

(資料出所) CAF

住宅政策

1 概説

フランスでは、住宅給付が家族手当公庫（CAF）から支給されていることなどからみても、住宅政策が家族政策の一環と位置付けられているとみることができる。

住宅問題は大半が国の管轄下にあるが、今日徐々に国と自治体間で責任が分担される方向にある。毎年平均設置される 30 万戸の住宅のうち 4 分の 3 が国の補助を受けており、国の支援は専ら「社会住宅」とよばれる低中所得世帯向けの住宅の建設に向けられている。社会住宅は数年前から付加価値税の割引税率（生活必需品にかかる税率：5.5%）の対象となっている。

社会住宅に直接関与するのは特定の団体・企業で、その数は 1200 を越える。その 4 分の 3 が所得の低い階層を対象とする低家賃住宅である「適正家賃住宅【Habitation à loyer modéré、HLM】」¹⁷ の供給先である。HLM 供給組織は株式会社、共同組合会社、又は公的機関と様々であり、民間である場合と公的ステータスを持つ場合の双方がある。

この 10 年、貧困者、雇用が安定せず貧困化する者の増加に伴い、住宅政策においては、住宅へのアクセスと現在住んでいる住宅に住み続けることが、社会的疎外政策の一本の柱をなしている。住宅に関しては、「住居を持つ権利」を保証することが政府の優先項目となっており、国と県が資金を折半する「住宅連帯基金【Fonds de Solidarité Logement、FSL】」が設けられたのもこうした課題にそったものである。FSL は 1990 年の設置以来、貧しい 150 万世帯がその援助を受けた。

他方、HLM をいかに分配するかについては 2000 年に大幅な改革が行われた。これは近年、高収入の家庭が HLM に入居している現状に着目してなされた措置で、目的は 1) 入居者選定方法を「透明にする」、2) 低所得世帯を選別し援助する、3) 市町村がゲットー化することを防止するため住民の混合度（裕福な家庭と貧しい家庭の混合度）を高める、の 3 つである。3) については、各市町村で住宅全戸数の 20% を HLM とすると規定した 1991 年の法律が死文化していることから、一定期間内にこれを実現するよう各市町村に義務付け、守られない場合は制裁措置もあり得るものとしている。

現在のフランスの住宅戸数は 2930 万戸。内 2430 万戸が主たる住居で、残りはセカンドハウス（300 万戸）、空き家（200 万戸）である。国民の 54.5% が持ち家を有し、また住居の 56% が一戸建て住宅である。住居費は世帯の可処分所得の 22% を占めている（1998 年）。

なお、住宅援助に関する主要な数字は以下のとおりである（2000 年度）。

- * 国の住宅支出：1264 億フラン（192 億 7000 万ユーロ）
- ・ 建物に対する援助：135 億フラン（20 億 5800 万ユーロ）
- ・ 人に対する援助：350 億フラン（53 億 3600 万ユーロ）
- ・ 税制上の援助：616 億フラン（93 億 9100 万ユーロ）
- ・ その他：163 億フラン（24 億 8500 万ユーロ）
- * 労使団体支出 [社会保障制度など：662 億フラン（100 億 9200 万ユーロ）]

2 住宅給付の種類

既述のとおり、住宅手当は社会保障法典上、家族給付に位置付けられている。住宅手当には、以下の3種類がある。このうち、家族住宅手当（ALF）と社会住宅手当（ALS）を総称して住宅手当（AL）と呼ぶことがある。

* **家族住宅手当【Allocation de logement familiale, ALF】**

支援対象：対象が主たる住居であること。賃貸住宅であれば家賃に、持ち家であれば住宅購入のための借入金あるいは工事の返済金について支給される。住人2人、あるいは子供のない世帯の場合、住居の広さは16平方メートル以上であること。

受給資格：結婚後5年以内であり子供がなく、かつ結婚時に夫と妻のどちらもが40歳未満であった、一緒に暮らす65歳以上の扶養者がある、すでに家族給付の受給者で1人以上の扶養する子供（21歳未満）がある、のいずれかのケースに合致する者で、年収が時給SMICの812倍（2002～2003年度で5545.96ユーロ）以下であること。

支給額：受給者の家庭的ステータス、世帯の収入、家賃、住宅ローンの返済額に応じて異なる。

* **社会住宅手当【Allocation de logement social, ALS】**

支援対象：主たる住居のみを対象とし、借家の場合は家賃について、持ち家の場合は、借入金の返済、あるいは工事費の返済に対して支給される。一戸建て、集合住宅のほかに、大学の寮、その他の寮、養老院、長期滞在センター、身体障害者施設（これらの場合は部屋は2人部屋以上であること）なども対象。なお、9平方メートル以上（単身者）16平方メートル以上（住人2人の場合、2人以上の場合には1人増える毎に9平方メートルを加算）という住居の広さの条件がある。また、支援対象には、衛生上の基準もある（高齢者と不具者には基準は適用されない）。

受給資格：フランスに居住していること、外国人の場合は滞在許可証の保持者であること、及びALFまたはAPLの受給資格のない者で、年収がSMIC時給の812倍（2002年7月1日～2003年6月30日の場合5545.96ユーロ）以下の者。

支給額：家族内のステータス、収入、家賃、返済額によって異なる。

* **個別住宅援助【Aide personnalisée au logement, APL】**

支援対象：主たる住居を所有あるいは借りる場合に限る。住居のみの用途にあてること。

受給資格：有料で他人の家に住む高齢者または身体障害者、主たる家の購入を目的に「賃貸購入契約」を結んでいる者、若い労働者向け、高齢者向け、移民労働者向け協定集団住宅または適正家賃住宅（HLM）に暮らす者、などが対象。なお、家庭的ステータス（単身、夫婦、非婚カップル、同性カップル）、扶養家族のあるなし、職業のあるなし、また国籍にかかわらず受給資格がある。

給付額：世帯の収入、子供（21歳未満）の数、扶養家族、住宅コスト、場所等によって異なる。

なお、2000年1月1日に法規が改正され、住宅給付に関しては、21歳未満（改正前は20歳未満）の子供が扶養家族として扱われることになった。

¹⁷ HLMには分譲用もある。

3 住宅給付の支給状況

2000年12月31日時点で、家族手当公庫（CAF）から住宅給付を受けた家庭は約600万世帯（フランス本国：583万4000件、海外県：14万2000件）人数にして1300万人に達する。社会住宅手当（ALS）の受給者の大半が若い世代（約50%が30歳以下、25%が大学生）か高齢者世帯（21%が65歳以上の家庭）である。他方、家族住宅手当（ALF）の受給者の4分の3強と個別住宅援助（APL）の受給者の半数が25～44歳である。受給家庭の約50%が扶養家族のない単身者で、約30%が2人以上の扶養する子供がある家庭である。

その他の税制上の措置と休暇制度

1 その他の税制上の措置

家族政策としての税制上の措置は、既述の所得税計算における家族の「単位」システムが代表的なものであるが、その他にも、以下のようなものがある。

(1) 家庭内雇用に対する税控除

「家庭内雇用に対する税控除」制度は、1991年に導入され、1992年と1994年に控除率が引上げられた。具体的には、フランス国内にある、主たる住居あるいはセカンドハウスにおいて家庭内の所用のために一人をフルタイムあるいはパートタイムで雇用し賃金を支払う場合、税控除を受けられるというものである。フランスで税金を収めていることが条件である。

保育者や家庭教師もこの控除措置の対象となる。控除対象となる額は、直接当人に支払った額か、あるいは被雇用者を派遣した認定団体に支払った額であり、控除額は、年間6900ユーロを上限として支払った額の50%。ただし、課税対象の家庭内に障害率80%の障害者手帳を持つものが1人でもいれば、年間上限は1万3,800ユーロに引上げられる。

この税控除制度は、雇用拡大に資する点から雇用対策とも位置付けることが可能であり、また、一定の家事代行をより容易にすることから、むしろ両立支援策と位置付けるべきかもしれない。

(2) 自宅外での保育費用に対する減税措置

自宅以外で7歳未満の子供を預ける場合、一定の条件を満たす者について減税措置が用意されている。

具体的には、独身、配偶者と死別した者、離婚したあるいは別居中の父親または母親で勤労収入のある者が対象で、既婚者の場合には、フルタイムかあるいは少なくとも50%を超えるパート労働者であるか、又は長く患う病気か不具あるいは高等教育継続のため仕事ができない(ただし夫婦の一方に勤労収入がある)のいずれかである。

現在対象額は、実際に認定保育ママあるいは託児所などの託児施設(授業が始まる前あるいは授業が終わったあとに校内で子供を預ける場合の費用も対象になる)臨時的託児、レジャーセンター(水曜に子供を預かるセンター)に支払った額で、AFEAMAなどは上記の減税対象額から除く。

減税額は、2001年では、7歳未満の子供の託児のために費やした費用の25%相当となっている。ただし子供1人につき2300ユーロが対象とできる託児費用の上限である。

この措置は、いわゆる「孤立した親」について、就業と育児の両立を支援する措置といえる。

2 出産休暇制度

広く家族政策と関連する休暇制度には、「出産休暇」「養育休暇」「父親休暇」があるが、後者の2つは、むしろ両立支援施策としての色彩が強いことから、第3章において扱うこととし、ここでは賃金労働者を対象とする「出産休暇」制度について説明する。

「出産休暇」の期間は、出産予定日に先立つ産前6週間、出産後10週間の計16週間である。3人目の子供からは、出産予定日前8週間、出産後18週間の計26週間となる。双子の場合には、出産予定日前12週間、出産後22週間の計34週間となる。この場合、出産予定日前の休暇を最大16週間とすることができるが、その場合は、出産後の22週間がその分短縮される(すなわち産前16週間取得した場合には産後が18週間となる)。三つ子以上の場合には産前24週間、産後22週間の46週間となる。

なお、予定日より出産が遅れた場合、産前休暇は長引くことになるが、その分産後の休暇が短縮されることはない。一方、予定日より出産が早い場合、産前休暇は短くなるが、短くなった分は産後に持ち越され、トータルでの出産休暇は規定通りとなる。

妊娠を原因とした疾病(体調の乱れ)あるいは出産に伴う疾病の場合、医師の処方によって出産休暇を延長することができる。延長できる期間は、出産予定日の前2週間で、この期間中は産休手当が支給される(産休の扱い)。また、出産後については4週間で、この期間中は疾病手当(病気扱い)が支給される。

なお、出産後の6週間を含めて産前産後に最低計8週間の休暇をとることが義務付けられている。この下限を割らない限り産休は短縮することができる。

以上のお産休暇期間中は、社会保障制度によって補償(産休手当)を受ける(税と社会保険料込み賃金の80%が支給。従って手取りレベルではほぼ100%となる)。団体協約によって、賃金の全額支給を決めているケースもある(その場合賃金と産休手当の差を企業が負担する)。

両立支援政策

1 女性の労働の現状

労働人口に占める女性の比率は1911年には36%であったが、1920年～1945年には女性の労働力率が一時的に低下した。戦後1960年前後から働く女性は爆発的に増加すると共に子供が生まれても仕事を続けるケースも多くなった。最もこの変化を体現したのは、戦後1950年代生まれで1970年代に労働市場に参加した女性であり、それ以前には、働く女性は独身女性かあるいは既婚で子供が出来る前の女性が大部分を占めていた（出産を契機に仕事をやめることが多かった）。

このような変化は、女性の高学歴化と意識の変化（特に既述の伝統的家庭像の崩壊）によるところが大きいと考えられ、その結果、出産・育児期女性の旺盛な社会進出を招くこととなった。

(1) 出産・育児期女性の社会進出

1960年代の終わりに女性の労働者は急激な増加をみせた。1968～1975年間には、労働人口の増加140万人中100万人が女性であった。

2001年3月調査によれば、女性の労働力率（15～64歳）は48.3%である（男性は61.8%）。近年、25～49歳層の女性において労働力率の上昇幅が大きく、2001年3月には79.6%にまで達しており、高学歴化及び厳しい雇用失業情勢等により低下している若年層の労働力率を補いつつ、全体の労働力率上昇に寄与している。この現象は、既婚女性、特に子供のある女性の労働力率が大幅に上昇したためと推測される。

子供が3人以上ある場合でも、労働市場に参加している女性が半数以上となっている。子供に手がかかる上に、一方で養育手当（APE）といった労働力人口を下げる要因があったにもかかわらず、労働市場への参加意欲の高さは、表20でもみてとれる。

表19 性・年齢階級別労働力率の推移

		1975年3月	1990年1月	2001年3月
男性	年齢計	72.4	64.3	61.8
	15～24歳	55.6	39.6	33.1
	25～49歳	97.0	96.2	94.8
	50～64歳	50.9	35.9	35.8
女性	年齢計	42.1	45.9	48.3
	15～24歳	45.5	33.1	26.5
	25～49歳	58.6	74.3	79.6
	50～64歳	23.7	20.8	24.8

（資料出所）国立統計経済研究所（INSEE）“ Enquête sur l'emploi ”

表 20 家族構成別 25～49 歳層女性の労働市場への参加状況（1999 年）

家族構成		労働力率	就業率	パート被用者率
カップル形態計	子供なし	87.3	77.6	22.3
	1人	85.2	74.8	27.8
	2人	78.0	68.9	38.4
	3人以上	57.2	46.4	50.8
カップル家庭	子供なし	87.3	77.6	22.3
	1人	84.2	74.9	29.4
	2人	77.1	69.2	39.8
	3人以上	55.9	46.3	52.2
片親家庭	1人	89.6	74.3	20.9
	2人	85.7	66.8	27.4
	3人	71.3	47.9	36.6

（資料出所）国立統計経済研究所（INSEE）

(2) 女性の教育水準の向上

1850 年、人口 800 人以上の自治体（コミューン、我が国の市町村に相当）に、女兒のための小学校を設置することが法律で義務付けられたが、第 2 次世界大戦終了前後までは依然「妻、母親としての職務をできるだけきちんと習得する」ことがその教育の目的とされていた。中学校で男女共学が普通の形態となったのは 1963 年である。

その後、女性の教育水準は著しく向上し、現在ではバカロレア（大学入学資格試験）以上の資格を持つ者の率は女性の方が男性より高い。1970 年生まれの女性の場合、大学の第 2 課程（学士号）以上の資格を持っている女性の比率は男性に等しい。また、現在高等教育に在籍する者は男女比が 100：120 と女性の方がはるかに多くなっている。そして、高等教育を終えた女性が求め、また獲得する仕事は男性のそれと等しくなっている（CEREQ 調査）。

(3) 高い女性の失業率

2001 年 3 月時点で、フランスの失業率は 8.8%であったが、性別にみると、女性は 10.7%で、男性の 7.1%を大きく上回っている。この男女格差はいずれの年齢層でもみられるところであるが、より若い層で女性の失業率は深刻なものとなっている。

子供が 1 人または 2 人ある男性の場合失業率は、そうでない男性の場合より失業率は 2～3% 低く、他方、女性の場合は、子供が 1 人または 2 人あると失業する可能性は子供のない女性より 1～2%高いという調査結果もあり、子供の存在が労働市場参入の一つの阻害要因となっている可能性も否定できない。

表 21 性・年齢階級別失業率の推移

		1990年1月	2000年3月	2001年3月
男女計	年齢計	9.2	10.0	8.8
男性	年齢計	7.0	8.4	7.1
	15～24歳	15.3	18.4	16.2
	25～49歳	6.0	7.7	6.6
	50～64歳	5.4	6.7	5.1
女性	年齢計	12.0	11.9	10.7
	15～24歳	23.9	23.7	21.8
	25～49歳	10.9	11.6	10.5
	50～64歳	8.0	8.3	7.2

(資料出所) 国立統計経済研究所 (INSEE) “Enquête sur l’emploi”

(4) 女性の雇用形態

女性は男性に比べ、有期雇用 (CDD)、雇用対策による臨時的雇用、研修といった形態で雇用されていることが多い。フランスでは、特にパートタイム労働奨励策が実施された 1993 年からパートタイム労働が増加傾向にある¹⁸。パートタイム労働は仕事と家庭を両立させる一手段であり、公務員あるいは管理職の女性で子供を持つ者が、主に学校が休みとなる水曜日を休みとする形でのパートタイム労働を選ぶことが多い。雇用者総数におけるパートタイム比率は 2001 年には 16.4%まで上昇し、女性の被用者に占めるパートタイム比率は 30.4%で、男性の 5.0%より高い。また、パートタイム労働者の約 85%が女性である。

フランスの場合、我が国と異なりパートタイム労働自体が不安定な職とはいえませんが、総合的にみると、賃金、失業率、責任あるポストへのアクセス、パートタイム労働、通常形態でない勤務時間といった全ての点で、教育水準が向上したとはいえ、女性は依然として不利な立場にあるといえる。

2 両立支援政策の推移

(1) 概説

そもそも、フランスの政策的位置付けでは、両立支援政策は家族政策の一部であり、どの施策が両立支援施策に相当するか必ずしも明確でない。家族政策における両立支援施策は、女性の社会進出に伴い課題となった比較的新しい取り組みであり、家族政策の一部でありながら近年非常に大きな比重を占めるに至った政策分野である。この背景には、かつては、女性は家庭

¹⁸ 仏の就業形態には、契約種類別には CDI (無期契約)、CDD (有期契約)、派遣の 3つがあり、さらに労働時間別にフルタイム、パートタイムがある。これをクロスすると 6種類になるが、パートタイムでかつ CDI の部分を「当初からパートとして雇用」と「育児等のため一時的にパートを選択」の 2つに分けて考える必要があるので、都合 7種類となる。我が国のパートの特徴を「有期契約で更新打ち切りによる実質的な解雇が比較的容易で、基本的に時給制である労働契約。社会保険、雇用保険が完備されていない場合も多い。」と捉えれば、仏には、我が国のパートに類似する雇用形態はない。仏で「パートタイム労働」と言った場合、純粋に契約労働時間が他の社員より短いというだけの意味で、原則として「正社員 (CDI)」又は「期間限定正社員 (CDD)」である。当然、厳しい解雇規制の対象でもあり、我が国のように景気の調整弁的に用いることは困難である。派遣社員については、フランスでは主に製

で母親の役割を演じるべきだという考え方と、子供を持つ母親も仕事に打ち込み男性と対等のキャリアと賃金を得られるべきだという考え方がはっきりと分離していたのが、今日では、こうした鮮明な線引きはできず、子育てに専念するか、仕事と家庭の双方をとるかは女性が自由に選択するべきで、そのための環境作りが大事だという考え方に向かってきていることとがある。このことは、既述のとおり、ラファラン内閣において、より明確に打ち出されている（第 4 章参照）。

両立支援政策という観点からみると、まず、シラク内閣（1986～1988 年）の「家族計画」の最初の取組みが両立支援策である在宅保育手当（AGED）の導入であったことが注目される。

ジョスパン首相は 1999 年 7 月に家族政策について説明しているが、その際、仕事は自立の条件であるとして仕事と家庭の両立はジョスパン内閣にとって重要な課題であるとした。また、週 35 時間制導入に併せて導入された変形労働時間制が、子供を持つ母親にとっては、特に託児・育児の事前手配との関係で非常に大きな障害となったため、両立支援政策は、労働時間の短縮に関して進められていた当時の業種別労使交渉の中心課題でもあり、第二次時短法ではこうした点を考慮するとの方針が示された。

より最近では、2000 年 6 月に開催された家族に関する会議で、ジョスパン首相（当時）が、「家族政策上の男女均等は、職業上の男女平等、父親と母親の平等の表れでなければならない」と述べ、家族政策は男女均等の基本線に沿って進めるとの意向を明言し、それは「つまるところ母親を支援することにほかならない」としたのが注目される。このように最近の両立政策は、父親、母親の役割の均等な分担とつなげて展開されているのが特徴であったが、2002 年春の政権交代によって、父親の責任がより協調されるなど、多少の変化はみられる。

最近の動きの中では、2000 年 4 月の時点で、シラク大統領は、仕事と家庭の両立は、企業の問題でもあるとして、この問題は家族手当公庫、企業との間で協議されるべきだとの考えを示したことが注目される。この他、大統領は、育児以外にも家庭の事情で仕事を中断することが今より容易になることが大事であるとして、「家庭連帯休暇【Congé de solidarité familiale】」という、高齢の親や思春期の子供と一緒にいる時間を増やすための休暇制度の導入が待たれるとの期待も明らかにしており、コアピタシオン解消以降、ラファラン内閣との協働にて、より自由主義的色彩の強い両立支援施策の方向に舵を切っている。

(2) 家族政策と雇用政策

家族政策は雇用問題と密接な関係がある。1990 年代からは、失業削減が最大の政治課題となり、雇用政策は一見相反する二つの領域に対して影響を強めた。一つは家庭内雇用を増やすことであり、もう一つは労働市場から若い母親を引き戻すこと（失業者の非労働力化）である。

家族政策と雇用政策の関係の変化は 3 つの時期に大きく分けられる。

1) 30 年代～60 年代

「母親は家庭」という考えに沿った政策が実行され、家族手当（AF）が導入されたのもその一環である。当時は、AF は母親の役割に価値を認めるという象徴的な意味合いがあった。1939 年の家族法で導入された主婦手当（AMF）は 1941 年末に「ワンサラリー手当（ASU）」へと衣替えし、50 年代まで ASU が家族政策の柱となった。1947 年には母親が働かない子供 2 人の家庭に支給される ASU は家族手当の 2 倍の額であった。AF と ASU の双方を合わせると、工場

造業の現場労働者に用いられることが多く、女性が多数を占めるという状況にはない。

労働者の平均賃金の9割にも相当する額であった。子供3人の同じ構成の家庭の場合、ASUとAFを合わせると工場労働者の平均賃金の1.5倍に相当した。これらの手当の存在は、伝統的家族観の維持に大きな役割を果たしたものと考えられる。

しかし、伝統的家族が特に60年代から崩壊して行くにつれ、ASUも手薄になり1978年には廃止された。一方でAFは生活水準の向上に見合うレベルにはなくなり、当然の結果として家族政策は60年代からの母親の労働市場への復帰（あるいは新規参入）を妨げることができなくなった。

□) 1970年代～80年代

この時代は、相対的に女性が仕事をしやすかった時代であるといえるかもしれない。1968年(5月革命の年)以降、女性開放運動は最盛期を迎えた。1972年には、ワンサラリー手当(ASU)に所得条件が課されるようになるのと同時に、働く母親のみを対象とした託児手当制度(低所得家庭が対象)が導入された。母親が働きやすくなる方向での政策軌道修正の端緒であったといえる。とはいえ、子供1人あるいは2人の母親の労働が増える一方で、子供を増やしたいという国の配慮は専ら「子供3人」に焦点が当たるようになり、1980年には「子供3人」を奨励するための一連の措置が導入された(例えば出産後手当が3人目について引上げられ、出産時の手当は合計すると1万フラン(当時の1万フランであることに注意)にも達した。

しかし、1981年に社会党政権が発足すると、家庭外での保育能力を拡大するという点に重点が置かれるようになる。また、家族給付については、1982年に、両親が働く家庭と働く母親家庭を援助する方向で家族補足手当(CF)が手直しされた。

1980年代後半になって仕事と家庭の両立という問題への対応が多様化していく。託児所の数は増え、一方で個人的な保育にテコ入れがなされる。1986年の在宅保育手当(AGED、比較的裕福な家庭向けといえる)、特に1990年の認定保育ママを雇用する家庭に対する援助(AFEAMA)の導入が代表的施策といえよう。税制上の措置と合わせてAGEDとAFEAMAは保育費用を大幅に減らすことを可能にし、AFEAMAは以後、非常に高い利用率を誇っている。

当時のもう一つの新しい措置は、1985年の子供3人(一人は3歳未満)の世帯向けの養育手当(APE)導入である。これは一種の「育児サラリー」であり、その目的については2つの解釈が可能である。(3人以上という)子供の多い母親が時流に逆行して仕事をやめるのを奨励するという解釈と、子供が多い家庭は往々にしてワンサラリーであり援助が必要であるという認識から多様化した家族形態を考慮した支援措置であるという解釈である。公には後者の形で説明されることが多かったと推測されるが、雇用情勢が厳しさを増していた中だけに、前者の趣旨が込められていなかったとはいえない。この点は1990年代の政策につながっていく。

一方、80年代に政府が家庭内雇用を促進したのは、厳しさを増す雇用情勢の中で、潜在的雇用として家庭内雇用の創出に目をつけたことによる。これが、1990年台初頭の「家庭内雇用に対する税控除」制度の創設などにつながっていく。

Ⅱ) 1990年代：雇用政策の影響下におかれた家族政策

1990年代は失業者が著しく増えた時期であり、家族政策は雇用政策に強く影響される。政策は軒並み失業との戦いを中心に展開された。そして、その政策方向は1980年代に萌芽をみせたものがより明確な形をとることで展開した。

この観点から、家庭は、まず、潜在的な雇用(在宅保育や高齢者の介護など)創出の場とみ

なされた。ただし、こうした雇用を創出するには、家庭に雇用能力がなければならず、従って、政府は税制上の優遇措置に加えて、在宅保育手当（AGED）認定保育ママを雇用する家庭に対する援助（AFEAMA）の利用度を高める措置を取るなどして家庭内雇用を増やす努力を行った。この背景には、低資格女性の雇用の創出、闇労働の削減という目的もあった。

一方、家族手当の支給拡大により（そのように公言されているわけではないが）女性の非労働力化を促進することとなった。1994年の家族に関する法律で、養育手当（APE）を子供2人の家庭へと枠を広げた背景にはそうした狙いがあったことは明らかであり、子供を持つ女性の社会進出・社会復帰に大きくブレーキをかけることに貢献した（この点については後に詳述）。

3 両立支援策としての休暇制度

(1) 養育休暇【Congé parental d'éducation, CPE】

仏語を直訳すれば、「教育のための両親休暇」となり、家庭内で子供の教育に両親が携わるための休暇というのが本来の趣旨であったと推察される。実際には、いわゆる育児休暇に相当するものである。出産休暇と異なりこの休暇そのものについては無報酬であるが、2人目の子供からは、この休暇の取得者は養育手当（APE）の対象者となるので、実質的には給付付き休暇となる。

取得資格：1年以上現在の企業で働いているある全ての賃金労働者。出産あるいは16歳未満の子供の養子を機に取得できる。父親あるいは母親、また両方が同時にまたは交代で取ることもできる。従業員の数にかかわらず、いかなる雇用主もこの休暇の取得やパートタイム労働への転換要請を拒絶することはできない。

休暇の取得方法：1年～3年仕事を中断する、パートタイムへと仕事を減らす（週16～32時間）職業教育を受ける（無報酬）のいずれかの形又はその組み合わせとなる。この休暇は無報酬であるため、出産休暇も含め1年程度仕事から離れ、その後パートタイム労働を選択するというケースが比較的多い。週一日（多くの場合水曜日）の休みを増やしたパートタイム労働を選択した場合、APEにより、その分（月4日程度）の賃金がほぼ賄えるからである。期間：出産の場合は、子供が満3歳になるまで休暇取得が可能。3歳未満の子供を養子にした場合は、養子から3年後に休暇は期限となる。また、子供が病気、事故、重大な障害がある場合、休暇は1年延長できる。3歳以上16歳未満の子供を養子にする場合には、休暇取得又はパートタイム労働選択期間は養子とした日から1年間が上限である。なお、CPE取得期間中に次の子供が生まれた場合、この子供についてCPEを申請できる。この二度目のCPEは出産休暇の終わりを起点とする。

なお、雇用主は母親が養育休暇を取ったあとと同じ仕事（あるいはそれと等しい仕事）に戻すことを義務付けられている。

(2) 公務員の育児休暇

取得資格：公務員。出産あるいは16歳未満の子供の養子を機に取得できる。父親あるいは母親、また両方が同時にまたは交代で取ることもできる。ただし、無報酬である。

期間：期間は子供が満3歳になるまで。養子の場合、養子となった時点で3歳未満である場合、養子を家庭に迎えた日から数えて3年間。養子が3歳以上16歳未満の場合、最高で1年間。育児休暇中に新たな子供の誕生あるいは養子があれば、育児休暇は延長される。

その他：育児休暇中は退職年金の権利は加算されない。ただし、育児休暇中の期間は勤続年数計算上は半分が組み込まれる。また、正規の公務員でない場合には、育児休暇を取得するには、子供の誕生の時点、あるいは養子を得た時点で1年以上の連続した勤務歴が必要となる。

(3) 父親休暇

父親休暇は、父親と母親の役割、責任を等しくするという目的に沿ったものであり、双方の親の責任均等という観点からみて、父親の役割の重要性は子供の誕生時から明確にされるべきであるという考えに基づいている。むろん、職業生活及び家族生活において男女が均等に参加するというEU目標（2000年6月29日のEU理事会決定）も意識されている。

また、調査によると、子供の教育に関しては父親の参加の時期が早いほど将来的に参加度が大きくなるという結果も出ており、ジョスパン前首相は、プライベートな領域とは認めながらも、政府はこうした措置により父親と母親の関係を変えたいという姿勢を明らかにしていた。

父親休暇は、出産時に父親に対して付与される休暇措置であり、2002年1月1日から実施された。父親休暇導入までは、賃金労働者の父親は、出産時（または養子を得た時）に3日間の休日の権利があるのみであった（労働法典）。

なお、2002年度社会保障制度財政法では、父親休暇としては1億700万ユーロを計上している。

対象：賃金労働者（雇用契約の形態は問わない）、職業教育中である者（社会保障制度の加入者であること）、失業手当を受けている失業者。2002年1月1日以降に生まれた子供の父親を対象とする。ただし、これより早い出産でも出産予定日が2002年1月1日以降であった場合は対象とされた。

期間と予告：新設された父親休暇の休暇日数は11日間で（従来からの権利である3日を加え14日間となる）、双子以上の場合には18日間である。父親休暇は、子供の誕生から4カ月以内に連続してとらなければならない。ただし、子供が入院した場合、母親の死亡の場合は、4カ月目以降に持ち越すことができる。休暇に入る少なくとも1カ月前に雇用主に休暇の旨知らせ、同時に復帰の日時を予告しなければならない。

日給補償：父親休暇中は、母親に対する産休と同様に雇用契約は中断され、社会保障制度の家族部門から日給補償を受ける（税と社会保険料込み賃金の8割が支給されるため、手取り賃金レベルではほぼ100%が維持されることになる）。支給額は、休暇直前の3カ月間の賃金を対象に算出する。ただし、一日当たり62.88を支給上限とする（実際の支給額はCRDSとして0.5%、CSGとして6.2%を差し引いたものとなる）。なお、父親休暇中にうける日給補償は、疾病補償、労災補償、養育手当（APE）とは併合受給できない。

(4) 子供につきそうための休暇【Congé de présence parentale、CPP】

これは、2000年の家族に関する会議で決定した重い病気や障害のある子供に対する支援措置である。重病の子供につきそいたいという親にとってこれまでは特別な措置はなく、個人的に対処するほかなかった。この難しい状況に対処するために導入されたのが子供に付き添うための休暇措置で、これは、後述の「親が子供に付き添うための手当【Allocation de présence parentale、APP】」とセットになっている。

本休暇（CPP）と手当（APP）は、2001年度の社会保障制度財政法で導入が決まり、2001年2月5日施行のデクレで詳細が規定された。

4 両立支援策としての保育費援助

(1) 在宅保育手当【Allocation de garde d'enfant à domicile、AGED】

1987年に導入。1995年に給付水準が引上げられた。具体的には、手当の形で支給されるのではなく、在宅保育者の社会保険料（健保、労災、家族給付、補足年金制度、失業保険等にかかる拠出金）及び一般社会拠出金（CSG）、社会保障債務返済拠出金（CRDS）を部分的に肩代わりする形で支給される。

なお、1999年実績で3万4000人の子供がAGEDの適用を受けた託児となっている。

受給資格：家族あるいは単身者が自宅で6歳までの子供を少なくとも1人他人に預ける場合に援助。所得条件はないが、支給額は1998年1月から所得に応じて支給されるようになった。カップルの場合は双方が、単身者の場合は本人がAGEDを受給できるに足る職業活動を行っていることが条件である。なお、病気欠勤中で健保から補償を受けている期間、産休期間、養子休暇、労災補償を受けている期間、失業手当受給期間、有償の職業研修期間は、職業活動とみなされる。

受給額（2002年7月1日以降の支給額）：

<3歳未満の子供を保育する場合>

受給家庭の2001年のカテゴリー純所得が3万4,744ユーロ以上の場合、AGEDは3か月につき1032ユーロを上限として支払った社会保険料の50%相当額とする。2001年度の上記年収が3万4,744ユーロ未満の場合、3か月につき1548ユーロを上限として支払った社会保険料の75%相当額とする。

<3歳以上6歳未満の子供を保育する場合>

AGEDは受給家庭の所得のいかにかわらず3か月につき516ユーロ（3歳未満の子供の場合の半額）を上限として支払った社会保険料の50%相当額とする。

併合受給：満額でない養育手当（APE）を受給している家庭は、子供の年齢にかかわらず、AGEDは3歳以上6歳未満の場合の支給額が適用される。AGEDは家庭内雇用に対する減税措置と併合することができる。しかし、子供を預かる人物が家庭内の別の所用について報酬を得、その件で社会保険料の減免援助を受けている場合はAGEDは併合受給できない。

また、APEとの併合受給が可能である（パートタイム労働でAPEを受給している場合、AGEDは減額支給となる）ほか、乳幼児手当（APJE）との併合受給も可能である。また、認定保育ママによる保育と自宅での保育が交互になされる場合は、AFEAMAとAGEDを受給することができる。

(2) 認定保育ママを雇用する家庭に対する援助

【aide à la famille pour l'emploi d'une assistante maternelle agréée、AFEAMA】

1991年1月1日導入。1992年と1995年に給付水準が引き上げられた。

所得条件は課せられない。

6歳未満の子供を自宅で認定保育ママに預ける場合あるいは保育ママが子供を学校に迎えに行く場合、雇用主と被雇用者双方の社会保険料を肩代わりする措置である。水曜（通常学校が休み）や学校の休暇中にのみ認定保育ママを雇う場合も援助対象となる。

認定保育ママの賃金は、子供1人につき、また預ける日1日につきSMIC（全業種一律最低

賃金：2002年7月1日からMICは時給6.83ユーロ)を超えないこと。

さらに、子供の年齢(3歳未満か3歳~6歳か)に応じて、割増支給と呼ばれる補足給付により託児費用の一部も援助される。補足給付は2001年1月から受給者の収入に応じて支給されている。

1991年には6歳未満の子供の託児12万件にこの援助が行われ、1999年には56万5,000件へと大きく増加した。なお、受給の平均額は2,644ユーロである。

ジョスパン内閣では、全ての家庭が託児方法を自由に選べるべきであるとの考えに立って、AFEAMAの給付条件を改善した。低所得の家庭の場合、考慮される出費が約50%から85%に引き上げられ、この改正により新たに3万世帯が認定保育ママに子供を預けるようになり、AFEAMAを受給する家庭は10万から13万世帯に増加した。

(3) 養育手当【Allocation parentale d'éducation、APE】

1) 手当の概要

支給対象：2人以上(1人は3歳未満)の子供があり、育児に当たり仕事から離れるか労働時間を減少させる者。なお、2歳~16歳の養子をもらった場合、将来養子縁組する予定で現在2歳~16歳の子供を預かっている場合もAPEの支給対象となる(1年間)。

支給期間：子供の誕生に伴い支給対象となった場合は、その子が満3歳になるまで。三つ子以上の出産の場合は、子供達が満6歳になるまで支給。

併合受給：すでに(別の子供について)100%のAPEを受給している場合(部分的なAPE受給であれば併合受給できる)、誕生時からAPJEを受けている場合、家族補足手当(CF)を受けている場合、養子手当(AA)を受けている場合、には受給できない。また、2001年1月1日から100%支給のAPEはAFEAMAと併合受給できないこととされた。ただし、仕事復帰後2カ月間は100%のAPEを継続受給できるが、この場合の2カ月間はAFEAMAと併合受給できる。APEは、年金、失業手当、疾病、労災及び出産休暇中の賃金保障とも併合受給できない。

支給額(2002年1月1日時点)：100%支給の場合は、月額487.40ユーロ(CRDSを差し引いた手取額で484.96ユーロ)。労働時間を法定労働時間の50%以下まで減らした場合は、月額322.28ユーロ(CRDS込み)。仕事を減らした割合が50%~80%の場合には、月額243.72ユーロ(CRDS込み)。

2) 養育手当(APE)の推移

養育手当(APE)は、子供が3人(最年少が3歳未満)ある家庭の母親あるいは父親が仕事を中断するかあるいはパートタイムで働けるようにという目的で1985年に導入された定額給付の両立支援施策である。当初は3人以上の子供(最年少が3歳未満)を持つ両親の一方(ほぼ100%が母親)が育児のために仕事をやめるかあるいは仕事量を減らす場合に支給された。当初は受給に所得条件はなく、申請に先立つ30カ月間に24カ月の勤労実績があることが条件であったが、1986年12月に、「過去10年間に2年間の勤労実績」と受給条件が著しく緩和された。子供が2歳以下である場合はパートで仕事に復帰した場合、APEは5割支給された。

1994年7月に成立した家族関連法で、それまでの3人以上の子供のある親から2人以上の子供のある母親へと支給の枠が拡大された。依然所得条件はなかったが、子供2人の場合は、申請前の5年間に2年間の勤労実績が必要と条件は厳しくなった。

また、APE が子供 2 人の家庭に拡大適用される一方で、労働法典の改正で、養育休暇(CPE) が中小企業にも適用されるようになった(中小企業においても従業員の CPE の要求を拒絶できず、休暇後の再雇用を義務付けられた)。

ハ) 養育手当(APE)改定に伴う第二子誕生後の女性の職業行動の変化

第二次世界大戦後、女性、特に子供が 1 人あるいは 2 人という母親が働くケースは増える傾向にあった。ところが、前述の 1994 年 7 月の養育手当(APE)の受給対象家庭の拡大により、子供 2 人の母親の場合については女性の職業参加にブレーキがかかることとなった。

1994 年 7 月から 1997 年 6 月までの 3 年間に APE の受給家庭は 3 倍に増えて 50 万世帯を越え 3 年前と比べ 3 倍増という増加をみせた。他方、ほぼ同じ期間中に子供が 2 人(幼い方が 3 歳未満)ある母親の労働力率は 69%から 53%へと後退した。それまでは徐々に増えていたことを考えると、APE と母親の労働力率にははっきりと相関関係が認められる。

APE の枠拡大と上記の母親の労働力率の低下には因果関係が指摘される。女性が仕事を継続するか否かは、2 人目の子供が 1994 年 7 月より前に生まれたか後に生まれたかで目立って変化がみられた。1994 年 7 月以前は、第二子が生まれた後の 3 年間も、母親の 10 人に 8 人強が仕事を続けていた。1994 年 7 月以降は、この率は 57%でしかない。また、第二子を生んだ母親の 3 分の 1 が出産から 3 年後にも仕事をしていない。第二子を生んだあと仕事をしないケースが 1994 年 7 月を境に増えたのは、特に若い母親の場合や何ら資格の無い母親の場合に顕著である。こうした母親にとっては家族給付は勤労収入よりも魅力的なのである。

以下、雇用・連帯省と国立統計経済研究所(INSEE)が 3 年にわたって実施した乳幼児が 1 人以上ある母親の労働市場参加の変動にかかる調査(1999 年)をもとに、第一子あるいは第二子が生まれた後の母親の職業上の変化を APE の対象拡大の前と後についてみることにする。

大戦後上昇傾向にあった女性の労働力率は 1970 年代に入るとさらに加速し、子供のある女性が働くケースも増えてきた。出産で仕事をやめて子供がある程度大きくなったら復帰することを繰り返すというかつての女性の労働パターンに、仕事と育児の両立という形が徐々に取って代わるようになる。この変化は 1980 年代と 90 年代を通じて続いたが、子供の数によって女性の仕事に対する行動は異なり、1990 年代の始めの女性の労働力率(当人の申告による)は、子供の数が少ないほど高い。

1994 年には、子供 3 人(内一人は 3 歳未満)の母親の労働力率は 3 分の 1 以下であったが、子供 1 人あるいは 2 人の母親の労働力率は子供の無い母親の労働力率とほぼ同じであるほど高かった。

ところが 1995 年からはこの傾向は一転して子供 2 人の母親の労働力率は目立って下がるようになった。1994 年 3 月の INSEE の調査では子供 2 人の母親の労働力率は 73%に達していたのが、1995 年には 67%と急激に下がり、その後も 1996 年 59%、1997 年 57%、1998 年 55%、1999 年 56%と下がり続けた(1999 年に僅かに上昇)。一方、子供 1 人あるいは子供 3 人の母親の労働力率にはこうした変化はみられなかったことから、この変化が 1994 年 7 月の APE の拡大適用が要因であることは明らかである(図 6)。

女性の労働力率が上昇したとはいえ、APE 拡大適用の前であっても、労働力率は女性の資格(学歴)の程度によって大きな差がみられた。無資格・低資格の女性は、賃金も安く、職業上の将来の展望も期待するほどのものがないため、子供ができると仕事をやめる傾向が強い。一方で資格のある(高学歴の)女性が子供の誕生で仕事をやめるケースは無資格・低資格の女性

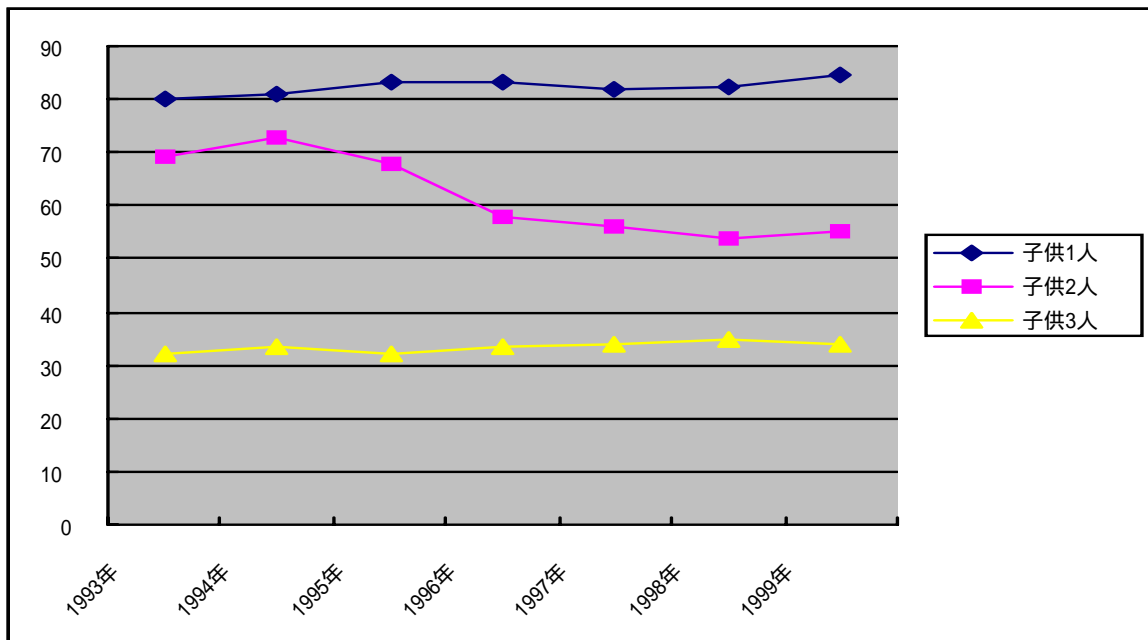
と比べ少ない。1990年の国勢調査では、資格の程度による労働力率の差は30ポイントにも達している。この開きは、その後もみられる。例えば1993年には、カップル家庭の母親の労働力率は、学業を終えた年齢が19歳以前（この調査では無資格・低資格者のグループとする）かそれ以後かで13%の開きがあった。

1994年7月にAPEが拡大適用されたことの影響は、母親の資格の程度に応じて大きく異なる。APE拡大適用後の母親の労働力率は無資格・低資格の母親の場合において16%低下しており、資格のある母親の場合の13%減と比べ低下率が高い。この二つのグループの母親の労働力率の開きは1993年の13.5%から1998年には17.5%と大きくなっており、特に無資格・低資格の若い女性（31歳未満）において労働力率は最も低下している。

ただし、第一子の誕生に伴って仕事を止める女性はほとんどない。子供が生まれる前に働いていた女性の約80%が第一子出産後の3年間も仕事を続けている。しかし、若い母親や無資格・低資格の母親については、仕事を一時的にしろ止めることが他のグループより多い。第一子の誕生から3年後の時点で、無資格・低資格の女性の場合、27歳以上でも以下でも14%が仕事に就いていない。資格のある27歳以上の女性の場合は9%である。

また、第一子出産から3年以内に第二子を生んだ女性の場合、第二子が生まれたあとも仕事を続ける女性は56%で、第一子出産から3年以内に第二子を生まなかった女性の場合の87%よりも大幅に低い。

図6 カップル家庭の、子供（3歳未満）の子供が1人以上いる母親の労働力率



（資料出所）雇用・連帯省 DREES « Etudes et Résultats »（1999年11月、37号）

子供2人（少なくとも1人が3歳未満）の女性の労働力率が1995年から大幅に下がったの

は、以下の3つの現象が結びついた結果である。第一は、第二子の誕生後3年間仕事を継続する女性の大幅な減少（93年の60%から98年には45%）、第二は、第二子が生まれるとすぐあるいは1年後に仕事をやめる女性の増加（93年の5%から98年には23%に）、第三に、第二子の出産前に仕事をしていなかった女性が第二子の出産後に仕事につく率の低下（93年の11.5%から98年には5%へ）である。また、APEの受給資格の緩和により、第二子の出産前に仕事をしていなくとも以前の就労経験によりAPEの受給資格のある女性の多くがAPEを受給するようになった。

APE受給者のうち労働時間の削減を選択した女性は20%しかなく、離職・休職を選ぶ母親が多い。

2) APEの受給家庭

仕事をやめた場合キャリアの上でも収入の上でも失うものが多いことから、一定層以上の職務に就いている女性には、APEの減額支給を受けているものが多い。

他方、APEの受給資格のない家庭についてみると、夫が失業中の母親、勤労経験がない、APE受給に足りる期間の勤労経験がない母親など、社会職業的に困難な状況にある家庭が多く、移民の母親がこれらの中に多い。

1994年7月の子供2人への拡大適用以来、20万～25万人の母親が働くのを辞め、その大部分はAPEが子供2人に適用されなかったら仕事を辞めなかっただろうと推測されている。統計上は、10人のAPE受給者のうち6人が満額のAPEを受給するために労働市場を離れ、4人はすでにAPE申請時に仕事をやめていた母親である。なお、APEを受給するために労働市場を離れた母親の中には多数の元失業者がいる（以前に失業手当を受けていた女性）。APE受給中は失業手当が中断され後に持ち越されるので、失業手当の受給をやめてAPEに乗り換えた女性が少なからずいたことは確かである。

一方、仕事を辞めてAPEの満額支給を選んだ母親は社会的に中階級あるいは低階級に属していることが多い。

また、この他に田舎や小都市の母親にAPE申請者が多い。こうした地域では託児施設が不備で自ら子供の面倒をみるしかないというケースが多いためである。また、夫が失業中、安定した雇用が無いといった場合には、母親はその属する層にかかわらず仕事を辞めるケースは少ない。

APEは、関係者の予想以上の申請があり、1994の家族関連法策定時には、APEの子供2人の家庭に対するコストは満額支給分だけで68億フランと予定されていたが、実際はそれを25億フラン上回る結果となった。

CNAFの依頼で行われたCREDOCの調査によると、APE受給者の27%が受給期限の切れた後職業活動に復帰していない。他方、連帯・雇用省DRESS【Direction de la Recherche, des Etudes, de l'Evaluation et des Statistiques】の調査によると、2人目の子供を生んだあと仕事を中断してAPEを受給した母親の場合、受給期限が切れた後ほとんどが仕事に復帰している。ただし、このケースの母親の場合でも、APEを受給しなかった女性と比べると失業率は5%高い。このことから、APE受給者がAPEの期限切れを待たずに早めに職業復帰できるよう奨励する措置が必要であるとの判断がなされた。この観点から導入されたのが、子供が生後18カ月から30カ月になる間に職業に復帰した場合には、復帰後もAPEを2カ月間支給するという措置である。

以上、どの調査も APE を利用して、また契機として仕事から離れた女性が多いことを示しており、この政策の真の目的が何処にあったにせよ、後に述べるように出生率の上昇には寄与しても、両立支援策としては適切に作用していないのは皮肉である。

(4) 乳幼児の保育に関する給付 (APE、APJE、AFEAMA、AGED) の推移

養育手当 (APE) は 2000 年には 53 万 4,000 世帯に支給され、うち 3 世帯に 2 世帯が 2 人目の子供の誕生に伴っての受給となっている。1994 年からは減額支給という措置も導入され (片親あるいは両親がパートで働く場合には減額支給される) 子供 2 人の家庭において減額支給を受けるケースが 3 人以上の家庭に比べ多い。既述のとおり 1994 年 7 月に子供 2 人の家庭へも APE が拡大適用されたことで、1994 年から 1997 年 (前年比で 17.7%増) には APE の受給家庭は急速に増えた。しかしその後はほぼ横ばいである。

APE の増加に歯止めがかかったのは APJE 受給件数の安定と関係している。APJE と APE の受給数は相互に関係しており、長期支給の APJE が 1990 年代の半ばに減ったのは (1994 年 12 月 ~ 1997 年 12 月間に 21.3%減) APE の増加が原因であった。3 歳未満の子供のある家庭に支給される APJE は APE と併合受給できないことによる。長期支給の APJE は横ばいが続いたあと 2000 年には 1.7%増えている。

一方で、短期支給の APJE (妊娠 5 カ月目から子供が 4 カ月になるまで支給) に 1996 年に所得条件がついたことから受給家庭の数は大幅に減少したが (1996 年には前年比で 16.4%減) その後は安定している。

自宅で認定保育ママに子供を預けた場合の援助 (AFEAMA) と在宅保育手当 (AGED) の受給家庭の数は 1992 ~ 1997 年の間、毎年 20% を越える率で増加した。しかし 1998 年からは規制の改正に伴い AFEAMA と AGED の受給家庭数の動きが変化をみせている。

AGED、APE、AFEAMA の支給総額は 1998 年度で 280 億フラン (42 億 6900 万ユーロ) に達した。これは GDP の 0.3% に相当する額である。

APE は、導入時 (1985 年) に大成功を収め、人気は 1988 年まで続いた。その後受給者数はわずかに伸び悩んだあと、1994 年からは子供 2 人の家庭へと受給枠が広がったことで再び利用者が増えた。他方 AFEAMA の受給者はコンスタントに増えており (特に 90 年代の始めから) AGED の受給者は少ない。AGED は、1997 年末までは大幅に増えたが、この年に所得制限が課せられたことで、以後減少に転じた。

APE、AFEAMA、AGED の家族給付に占める割合はそれぞれ 12%、6.2%、1.1% となっており、APE の比重が高い。

(5) 子供に付き添うための手当【Allocation de présence parentale、APP】

受給の条件：親が民間の賃金労働者、公務員、非賃金労働者、求職者、有償の職業教育受講者で、重病か重度の身体障害がある子供がある場合、あるいは事故にあった子供がある場合に支給される。なお、被用者の場合は仕事をやめるか削減すること、求職者が有償の職業訓練を受けている者の場合は、求職活動または職業教育を中断することがそれぞれ条件となる。

支給額：手当の額は仕事をやめるか減らすかによって異なる。完全に仕事をやめる場合は、カップルの場合で月 796.01 ユーロ、一人で子供の面倒をみている場合で月 945.27 ユーロ (CRDS 差し引き後の額)。50% ~ 80% まで仕事を減らす場合は、カップルの場合で月 242.51 ユーロ、一人で子供の面倒をみている場合は 320.67 ユーロ。仕事を減らす程度が 50% までの

場合は、カップルの場合で月 398.02 ユーロ、一人で子供の面倒をみている場合だと 497.52 ユーロとなる。同手当は両親がどちらも仕事をやめるか仕事量を減らすなら、同時に受けることができる。

(6) 女性の職業復帰援助【Aide à la reprise d'activité des femmes、ARAF】

男性の失業率 7.4%、女性の失業率 10.4% (2001 年 3 月) と依然女性の失業率が高い状況において、育児で仕事を離れていた女性が職場に復帰することは必ずしも容易ではない。2001 年 6 月の家族に関する全国会議で、一時仕事を止めていた母親が職場に復帰しやすいようにという目的で導入が決まったのが、女性の職業復帰援助 (ARAF) であり、2000 年 7 月 15 日から施行されている。「女性の職場復帰援助」と「女性」に限定されたのは、2000 年 3 月に開かれた男女平等に関する省庁横断委員会の結論を踏襲し、父親の場合より不利な母親の職場復帰を格別に援助するためである。

なお、2001 年 1 月から、APE を受給する女性ができるだけ早く仕事に復帰させる目的で、最年少の子供の年齢が 18 カ月～30 カ月の間に仕事に復帰した場合、復帰後 2 カ月間は (賃金報酬と合わせて) ARAF を続けて受給できるという措置が導入された。導入後、申請者の数は徐々に増え、2001 年 4 月末時点で約 7000 人の受給者があり、現在公共職業安定所 (ANPE) で、同援助周知キャンペーンを展開中。さらに、孤立した親手当や、近々 APE の受給期限が切れる家庭に、個別に ARAF の存在を知らせている。

措置の内容：仕事を中断した後、再就職する、会社を新設するあるいは職業教育に入る場合、職業活動への復帰後の子供の育児を準備するために職業安定所から以下の手当を支給する。

受給資格：職安に登録している失業手当を受給していない求職者、RMI、API といった生活保護あるいは寡婦 (夫) 手当、あるいは片親手当を受けている者、6 歳未満の子供が一人以上あり、再就職、会社新設、あるいは職業教育に入るまでは当人自ら育児に携わっていた母親、のいずれか。週の労働が 35 時間 (法定労働時間) 以下の場合、手当は相応に減額される。

支給条件：無期限雇用契約かあるいは期間 2 カ月以上の期限付き雇用契約による雇用。ただし、賃金は税と社会保険料込みで 1295.82 ユーロ (8500 フラン) 以下であることが条件。40 時間以上の団体協約の枠内での職業教育を受ける場合 (移民) には、国、地域圏、社会活動基金が資金を出すか認定した職業教育であることが条件。そのほかに、会社を創設する場合、賃金報酬を得ない職業に携わる場合も支給可能である。なお、特別なケースとして、上記の条件を一時的に満たすことができないという場合でも非常に苦しい状況にある女性は ARAF を申請することができる。

支給額：定額給付。子供全員が就学 (幼稚園) している場合：305 ユーロ (2002 年 1 月 1 日) 少なくとも一人の子供が未就学児の場合：460 ユーロ。パート労働契約の場合は、週 35 時間 (法定労働時間) をベースとして、パートの度合いに応じて支給される。RMI や片親手当の計算に際しては ARAF は収入とはみなされない。

5 託児施設の拡充への取組み

ジョスパン内閣が重点をおいたのは乳幼児の受入能力を増やすことであったが、託児所の受入能力を増やすという目的のほかに、託児所の機能を多様化して現代の家庭のニーズに合わせ

るという必要性も指摘されている。この指摘に関連して、新たな乳幼児の受入れ方法も登場している。その代表として、マルチ託児所【Multi-accueil】(第 章参照)と橋渡し保育が上げられる。橋渡し保育は2歳~3歳の子供が託児所に行ったり幼稚園に行ったりできるシステムである。

近年の乳幼児の受入れ施設の拡充方法としては、2000年と2001年の家族に関する会議で決まった「特別投資金庫」の設置(第 章参照)がまず挙げられる。

そのほかに、企業内託児所の発展支援策としての「企業内託児所の発展促進に向けての大枠協定」も、家族・子供・障害者担当相、商業部門の企業と流通企業連合会長、サービス雇用拡大全国協会会長の間で2002年2月にパリで締結されている(協定の有効期間は10カ月)。この協定により、親の職場、企業内、ショッピングセンター内、商業活動地区における子供の託児施設の実験的設置を進め、当該受入れ施設は、当該地区の子供にも開放するという最終目標に向けて、実験期間中には企業と従業員のニーズを調べ、行政上あるいは技術面での下準備を行うこととされている。

近年のフランスの出生率上昇の要因と育児をめぐる我が国との違い

1 近年のフランスの出生率上昇の要因

近年のフランスにおける出生率の反転上昇の要因について、以下、考えうる要因を掲げて、考察を加える¹⁹。

(1) 経済状況

1998年からの経済的好況に出生率の反転上昇の要因を求める見方が少なからず存在する。子供の数の増加に伴う養育費負担増や住宅の問題を考えると、多産化のためには経済的好況が不可欠であることはいうまでもない。

しかしながら、中長期的な分析によると、マクロ経済の状況と出生率に関して統計上有意味な因果関係は見出されていないとされている。実際、フランスの合計特殊出生率の反転上昇は、1993年及び1994年の1.65を底にして始まっており、1995年前後は経済的に極めて厳しい状況であったことを勘案すると、少なくとも今回の出生率の反転上昇に経済状況が関係していると結論付けるのは困難と考えられる。

ただし、1998年以降の好況が、このような出生率の反転後の上昇に一定の寄与をしていることは、1999年から2000年にかけての合計特殊出生率の大幅な伸び(1.79-1.89)からみても考えうるところである。

また、子供の養育は長い時間のかかるものであることから、雇用も含めた将来の経済状況の見通しに左右される可能性は大きい。

(2) 離婚

先進国における出生率の水準を左右する要因として、逆説的なようだが、離婚が挙げられることがある。専門家によると、離婚の多い国では出生率が高いことが観察される。これは再婚(非婚カップルの“再婚”も含める)したカップルが自分たちの子供を希望することが多いためである。従って、逆に敬虔なカトリック信者が多いスペインやイタリアでは離婚率は極めて低く、出生率も非常に低い。

フランスにおいては、ここ数年になって出生率の反転上昇が観察されているが、離婚件数自体の急速な上昇は観察されていない。しかしながら、離婚の項でみたように、近年の離婚(非婚カップルも含めて)は若い層で増加する傾向にあり、改めて自分達の子供を持つようとする再構築された出産適齢期の妻を持つカップルの増加により、出生率の反転上昇の一部を説明できる可能性がある。

(3) 移民の女性の多産

勤労経験が無いが、養育手当(APE)受給に足りる期間の勤労経験がない母親に移民の母親が多いとの報告がなされている。実際、移民歴の浅い移民の場合、家族給付に頼る貧しい家庭が少なからずある。

¹⁹ 時間的、また素材の制約から、計量的なアプローチは行えず、定性的な印象論に留まらざるを得なかった。後日の分析を期したい。

すでにみてきたようにフランスの家族給付制度では、子供の数が多い貧しい家庭に対してはかなりの額が支給されることとなる。雇用状況が悪い中で、仕事が安定しない家庭や失業中の家庭の場合、家族給付や福祉関連手当への依存度は高く、手当を受けるために自然と多産になるケースも少なくない。実際には子供の人数に応じて養育費用は嵩むことになるが、こうした家庭では当座の必要を優先せざるを得ないという現実もある。

現在と近い未来にしか目が向かないこうした社会グループにおいては、将来を準備する文化的、物質的手段が無いことから、即座の給付に飛びついてしまうことになる。こうした点は社会学者が、家族給付のリスクとして指摘するところでもある。

なお、移民の女性の出産を除外するとフランスの合計特殊出生率は1.6という推計もあり、移民グループがフランスの出生率の底支えとなっていることは間違いない。ただし、近年の出生率反転上昇の直接の要因とみなすのは困難で、次項で述べる家族給付制度の改革が、一定のボリュームを持つ移民グループの存在と相俟って出生率の反転上昇の一因となったとみるべきであろう。

(4) 家族政策へのテコ入れ

近年の出生率の反転上昇、特に反転後の上昇に1997年来の家族政策が寄与していることはほぼ確実であるといえよう。

出生率が上昇していることについては、貧しい家庭への援助、託児援助といった措置のほか、2002年春の改選前の立法府において、家族の権利に関する改正(親権行使に關しての改正、子供の姓の選択、寡婦(夫)の扱いなど)が行なわれたこと、また現在進行中の離婚手続きの改正を要因として挙げる専門家もある。

近年の世論調査をみると、低年齢の子供がいる場合、一方の親が一時的に仕事を辞めるのが望ましいと考える者、低年齢の子供が2人ある場合には母親は家庭にいるのが望ましいと考える者が多い。このような意識の変化は、単に家族観、男女間の役割分担意識の変化が生じたという面もあるが、養育手当などもその変化の背景に作用しているように思われる。

統計的にみても、養育手当の条件緩和、託児関連手当の支給は、明らかに出産増に寄与していると思われる。現在、幼いこどもを持つ母親達からも、仕事を続けながら、経済的に大きな負担なく子供が育てられるだけの政策メニュー(特に託児が比較的容易になっていること、パートタイム労働を選択することによってフルタイム時とほぼ同じ所得を確保できる養育手当の存在など)が揃っていることを評価する声は高い。

(5) 非婚カップルの社会的是認

離婚、再婚で、子供は先の配偶者の子供である場合や新しいカップルの子供である場合が混在する。親子関係も兄妹の関係もかつての伝統的家庭の場合とは異なる。伝統的家庭の崩壊に伴って、どういう事情のもとで生まれるのかという子供の誕生の状況は注視されなくなっている。非婚カップルの増加が一般化したことで、非婚カップルに対しても彼らの子供に対しても偏見が無くなり、既婚カップルの子供か否かに周囲は関心をもたなくなっている。

しかも、非婚カップルの子供であっても既婚カップルの子供と同じ権利が保証されるようになったこととあいまって、非婚親は以前に比べ「躊躇なく」子供を持つようになったといえる。非婚カップルが相当割合を占める現在、この点は、出生率の上昇の一因となっているといえよう。

(6) 女性の地位の向上と意識の変化

結婚せずに女性が子供を生むのは、非婚にしるカップルの場合が多いが、何らかの事情で子供の父親と暮らしていない独身女性の場合もある。かつては結婚せずに子供を生む女性は、「母娘」とよばれて社会的には白い目でみられる存在であった。現在は非婚、離婚が増えるなか、既婚カップルの子供か非婚カップルの子供かに注意するものはいなくなっているが、この現象と並行して、カップルの子供か一人暮らしの女性の子供かに注意するものも少なくなっている（特に都市部）。一人暮らしの女性は、配偶者と死別、離婚、別居、相手不明と色々なケースがあるが、こうした子細に社会は無関心になっている。

働く女性が増えて女性が年々自立度を高めてきたところへ、非婚、未婚で子供を持つことに対する偏見がなくなったことから、欲しいと思えば女性は一人で子供を生むことを以前のようにはためらわなくなったと思われる。

(7) 雇用失業情勢

厳しい状況にある労働市場は、充実した家族給付の存在とあいまって、女性を家庭に縛り付け、又は戻すことに、そして続けて第二子、第三子を生もうという意思を持つことに貢献すると考えられる。たしかに、1990 年台中盤には、養育手当（APE）の適用拡大を機に、厳しい雇用失業情勢とあいまって、比較的多くの母親が仕事を中断するか、辞めるという選択をした。

また、就職口が見つからず就業していない若い女性ほど比較的若い時期に子供を生むという現象もみられる。

これらの説明は、養育手当（APE）の適用拡大が行われ、今日失業情勢が最も厳しさを増した 1990 年代中盤に出生率が反転して上昇に転じたことの説明として、十分な説得力をもつ。しかしながら、1998 年以降の好況期の到来がさらに出生率を上昇させたことを説明することはできない。

(8) 出生率反転上昇の要因を何処に求めるか

以上を総合すると、1960 年代から長い年月をかけて、非婚カップルや女性単身での出産などに対する社会の偏見が払拭され、女性はいつでも望むときに子供を生むことができるという社会的意識が浸透してきたことをベースとして、1990 年台の家族政策、両立支援政策の拡充と厳しい経済・雇用失業情勢が、社会の一定割合を占める移民、低所得者、無資格者等の存在と相俟って、90 年代中盤からの出生率の反転上昇を演出したといえよう。その後、1998 年以降の好況期になっても出生率が上昇を続けているのは、それまでの流れに加え、養育費に関する将来的な不安の減少が、女性が就職先を見つけやすくなり社会参加が高まることによる産み控え効果を上回ったといえよう。

2 育児をめぐる我が国との違い

フランスは国土の広さと住環境の良さから、日本と比べ格段に子供を生み育て安い環境にある。加えて、家族支援の伝統から家族給付と住宅援助が手厚く、さらに働く母親が子供を生み育てやすい環境であることは以上述べてきた通りである。

こうした出産、保育の環境の違いに加えて、子供の将来に対する認識が異なることは大きな

相違点である。フランスの個人主義は、家庭のレベルでも親に「子供の将来は子供が開拓する」という意識を無意識的にしる持たせている。これに反し、日本は、子供を生むことを非常に長期的な展望で捉えた上で、「子供の将来は親が準備してやる」という考え方に立っている。この場合、不景気の底がみえない現状を背景として、教育費が高く、住宅事情も悪い日本では「子供に安楽な将来を保証してやることができない」ゆえに子供を持つことをためらう親が増えてくるといえよう。

単なる出産奨励政策は、子供を生むという短期的な展望に立ち、成人するまで親にとって努力のいる長い教育プロセスとして把握されることが少ない。フランスでは、出産、幼児の保育に関する手当や休暇、施設について力を入れるのみならず、その後も、新学年手当や、家族手当（20歳まで）、住宅援助（学生が一人で暮らしても受給できる）、奨学制度なども充実し、公立学校は無料である上、大学の授業料も原則無料ということも併せて指摘できる。

子供を生むことは、親にとってはいわば極めて長期的なプロジェクトである。子供を生んでも仕事が続けられるかどうかといった当座の懸念だけではなく、将来子供がきちんとした職業につき、自らの家族を養っていけるかという心配がある。

日本で出生率が低いのは、育児施設や家族手当がフランスのように充実していないということも一因であるかもしれないが、住環境が悪いこと、育て上げるまでの養育費が極めて多額に上ること、それに加えて子供の将来に対して親に不安が大きいことが挙げられよう。先進国の一部にみられる出生率の低下は、子供の世代はどうなるのだろうかという将来に対する危機感や不安感が要因となっていると思われる。将来的に子供が優れた環境で生活出来ないという懸念があれば生むことをためらう。フランスはその懸念が、例えば日本と比べて低いとも考えられる。

我が国の少子化対策を考える上で、親の子供に対する責任、考え方をどのように懐柔し、将来にわたる育児上の不安をどのような政策により緩和していくかという点も十分考慮に入れていく必要がある。

（林 雅彦）